

保護者のみなさまへ

第3子以降の学校給食費を無償化します

裏面の【手続き1】～【手続き2】に沿って手続きしてください。

なお、無償化の対象ではない場合は手続き不要です。

1 無償化になる期間

令和6年度（2024年度）（令和6年4月～令和7年3月・2024年4月～2025年3月）

※市外から転入の場合は転入から対象 ※市外へ転出の場合は転出まで対象

2 無償化の対象者（申請が必要なかた）

保護者が①②両方にあてはまる場合、②のお子さんの給食費を無償化します。

※お子さんが3人以上いる場合、全員が無償化されるものではありません。

①令和6年度の住民税の扶養対象と
なっている(または国民健康保険以外の
健康保険証の家族カードを持っている)
お子さんが3人以上いる

②①の扶養しているお子さんの
うち、年齢が上から3番目以降
のお子さんが柏市立小中学校で
給食を食べている

※アレルギー等により給食を食べられていないお子さんでも対象となる場合があります。

ホームページのQ & Aをご覧ください。お問い合わせください。

※お子さんの年齢制限はありません(大学生等でも扶養していれば①②の人数として数えます)。

※保護者の所得制限はありません。

3 申請する期間

令和6年(2024年)4月1日(月)～4月16日(火)

令和5年度(2023年度)に無償化の対象になっても改めて申請が必要です。

4月17日以降に転入した場合、転入日から2週間以内に手続きしてください。

※期限を過ぎた場合は無償化の適用を受けられないことがありますので、速やかに申請の手続きを行ってください。

4 問い合わせ先

〒277-8503 柏市大島田48番地1 柏市教育委員会 教育総務部学校給食課 無償化担当

(1) Q & A (右のQRコードを読み込んでください⇒)

(2) 無償化専用メールアドレス: gakkokyusyoku@city.kashiwa.chiba.jp (3) 電話: 04-7191-7376



【 手続き 1 】 対象者の確認

① お子さんが3人以上いる いいえ → 対象外です
✕
↓ はい

② 令和6年度の住民税の扶養対象となっている または
国民健康保険以外の健康保険証の家族カードを持っている
(=扶養している) お子さんが3人以上いる いいえ → 対象外です
✕
↓ はい

③ ②のうち、年齢が上から3番目以降のお子さんが
柏市立小中学校で給食を食べている いいえ → 対象外です
✕
(アレルギー等で食べられていない場合は「はい」に進んでください)
↓ はい

無償化の対象者です。

※③にあてはまるお子さんのみ無償化の対象です。

(お子さん全員が無償化されるものではありません)

※対象となるお子さんが複数人いる場合は、お子さんごとに↓の

【手続き2】の申請を行ってください(まとめて申請できません)

【 手続き 2 】 情報(保護者、対象のお子さんの名前など)の入力

・右のQRコードを読み込むか、柏市のホームページで「学校給食費 無償化」と検索するか、下のURLから申請してください。



・申請期間は令和6年(2024年)4月1日(月)0時から
4月16日(火)23時59分までです。

・4月17日以降に転入の場合は転入日から2週間以内に申請してください。

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/kyushoku/kyouiku/kyushoku/mushouka.html>

※入力できない場合、上記のホームページに掲載している「第3子以降の学校給食費無償化の審査請求書・同意書」を印刷して記入したものを学校給食課あてに郵送または直接提出していただくか、入力したファイルを無償化専用メールアドレスあてに提出してください。

【 申請後の流れ 】

- ・審査結果は住民税の扶養確認ができるようになる6月以降(7月頃)に郵送でお知らせします。転入の場合は、審査に最大で1か月程度かかります。
- ・申請した方は審査結果が出るまで給食費の集金を一時停止します(ただし、特別支援教育就学奨励費の申請をしている場合は集金が継続されます)。審査後、無償化の対象とならなかった方は、一時停止されていた分も含めて集金されますのでご了承ください。